

各保育所の定員等

Table with 5 columns: 保育所(園), 年齢区分, 保育数, 定員, 開所時間. Lists 7 public kindergartens and 1 private one with their respective details.

向日市保育料徴収基準額表

平成10年4月1日現在

Table with 7 columns: 階層, 定義, 3歳未満児(月額), 3歳以上児(月額), 同左第2子(月額), 同左第3子以降(月額). Details fee schedules for various family income levels.

来春入園 市立・私立 保育園児を募集

入所申込書の配布は12月15日から

募集の対象

募集する乳幼児は、その家庭が次のいずれかに該当する場合に限られます。保護者以外に乳幼児の保育ができる方がいる場合には対象になりません。

1. 家庭外労働

乳幼児の保護者が、日常昼間、家庭外で仕事をしているため、その乳幼児の保育ができない場合

2. 家庭内労働

乳幼児の保護者が、日常昼間、家庭内で家事以外の仕事をしているため、その乳幼児の保育ができない場合

3. 母親の出産

母親が出産の前後である場合

4. 保護者の疾病等

保護者が疾病にかかったり負傷した場合、または心身に障害がある場合

5. 病気の看護等

乳幼児の家庭に、長期の病人や心身に障害のある人がいて、常に母親または父親の看病を必要とする場合

6. 家庭の災害

火災、風水害、地震などの災害により、家庭で保育できない場合

以上、世帯員のすべてが、いずれかの基準を備え、保育に欠ける程度の高い人から入所の決定をします。希望された保育所に定員を超える申込みがあった場合、希望の保育所に入所出来ない場合や待機となる場合もありますので、ご了承ください。

なお、平成10年12月現在入所している乳幼児で、平成11年度の入所承諾を得ており、同じ保育所に継続して入所を希望する場合は、在職証明書等の提出(入所申込書は不要)が必要となりますので後日、保育所を通じて連絡します。

また、保育所の変更を希望される場合は、新たな申込みが必要です。各保育所の状況については、児童家庭課にあるパンフレットをご覧ください。

申込書の配布は12月15日から

入所中の乳幼児の兄弟は保育所で、初めて入所を希望する人は児童家庭課で配布します。

申込書の受付

入所中の乳幼児の兄弟は平成11年1月30日(土)までに入所している保育所に提出してください。初めて申込みする人は、平成11年1月25日(月)・26日(火)午前9時～正午、午後1時～午後4時に市役所で受付します。

お問い合わせ 児童家庭課 (内線344・360)

一時保育制度

保護者の就労形態の多様化や社会参加の進展、核家族化など、子どもたちを育てていくための環境は、大きく変化してきています。それにとめない子どもたちが伸び伸びと育っていくための環境にもいろいろな新しい取組みが現れてきています。

「一時保育」は保護者の方が病気になられたときや、週に2・3回のパート、介護ボランティア活動などを行われる際に、乳幼児の一時的な保育を行う制度です。

この制度を利用できる方は、向日市内に在住する乳幼児(満1歳以上学齢前まで)を対象とし、保育を必要とする理由によって、

1. 非定型的保育サービス事業

保護者の就労や通院、通学、介護などのために週3日までの一時的な保育を必要とする場合

2. 緊急保育サービス事業

二人目の子どもの出産のための入院や事故などによる入院の介護など緊急、一時的な保育(14日以内)を必要とする場合

3. 私的理由による保育サービス事業

ボランティア活動への参加や保護者の育児にともなう心理的・肉体的負担を軽減するため一時的な保育を必要とする場合

に区分されています。

「あひるが丘保育園」で行われている「一時保育」について、申込み方法、利用できる日や保育時間、保育料などは直接お問い合わせください。

くわしくはあひるが丘保育園(☎921-0005)へ。

